

平成 2 1 年 7 月 2 9 日
平成 2 1 年 7 月 2 9 日

平成 2 1 年 第 6 回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第66号

平成21年第6回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年7月22日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成21年7月29日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第58号 会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結について

議案第59号 西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について

議案第60号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）

開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	植 田 均君
景 山 浩君	杉 谷 早 苗君
赤 井 廣 昇君	青 砥 日出夫君
細 田 元 教君	井 田 章 雄君
足 立 喜 義君	秦 伊知郎君
亀 尾 共 三君	石 上 良 夫君

応招しなかった議員

な し

平成21年 第6回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

平成21年7月29日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成21年7月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第58号 会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結について
- 日程第5 議案第59号 西伯小学校昇降口棟増改築工事(建築主体工事)に関する契約の締結について
- 日程第6 議案第60号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第58号 会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結について
- 日程第5 議案第59号 西伯小学校昇降口棟増改築工事(建築主体工事)に関する契約の締結について
- 日程第6 議案第60号 平成21年度南部町一般会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君

議長（石上 良夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

議長（石上 良夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第58号

議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第58号、会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 議案第58号、会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結について。

会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

1、契約の目的、会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事。2としまして、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,964万円。契約の相手方、鳥取県米子市古豊千225番地1、株式会社金田工務店、代表取締役、金田勝。

本議案につきましては、去る7月13日に入札を行ったものでございまして、西部地域の県の格づけの建築施工業者、A、B級の15社によって行ったものでございますので、以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） 1点お願いします。これについては……

議長（石上 良夫君） 細田議員、マイク向けて。

議員（9番 細田 元教君） 去る6月議会で一応、説明がありましたけども、中身について具体的に聞いておりません。会見小学校の耐震工事はするとはお聞きしましたけど、具体的にどこをどのようにされるのか伺いたいと思います。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。会見小学校の体育館につきまして、工事の内容ということでございますが、耐震補強と大規模改修。

耐震補強の部分では、柱の基礎部分の補強がございます。

大規模改修の関係では、屋根をカバー工法により工事を行います。外壁につきましては、すべて再度塗り直しということになります。床につきましては取りかえを行い、新しいライン等を引くようにしております。それから、ステージの内壁、それから反対側の壁につきましても吸音装置つきの有孔壁というのをつけるようにしております。それから、建具につきましては、カバーによりましたアルミの建具をすべて取りかえるような予定になっております。電気設備、照明等もすべて取りかえを行います。それから、屋外に便所がございますけれども、これが老朽化をしておる部分と耐震補強で問題がある建物でございますので、これをつくりかえる予定にしております。あと、器具庫につきましても中を模様替えをする計画でございます。以上です。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 何点か、よろしく申し上げます。

まず、今回の会見小学校の体育館、西部地震で大きな被害を受けまして、ガラスの破損とか天井の一部が落下したというような状況ではなかったかと思うんですけれども、今回の基礎を補強することと、屋根を改装、床と。耐震補強ですからガラスが壊れないようにすることや、被害があった。それから、天井の部分の問題、そこに対して今回の改修工事で十分な検討はされてると思うんですけども、ガラスの問題とか天井部分の対応としては十分考えられてるのかどうか、その点についての説明を受けたいということが1点とですね。

それから、契約に関しましては、繰り越しで8,180万9,000円の繰り越しをしておりますので、この財源を活用するんだと思うんですけれども、今の緊急経済対策との関係で、この会見小学校の体育館の工事でどういうことになるのかわからないんですけども、分離発注できるところは分離発注をして、いろんな形で仕事を小さい業者にも回していくというようなこの件に関しての説明ではなかったかもしれませんが、この件について今回の本体工事以外の附属の設備とかで分離発注をしている例があるのかないのか、そのあたり説明を受けたいということが一つです。

それから、今回の入札結果を見ますと、議会に出しておられる入札結果報告書に指名競争をした基準というので、先ほど副町長から西部のA、B級ということがあったんですけども、入札結果の報告書にきちんとそのことを書くべきだということをおっしゃってききましたけれども、本来、私は指名競争するということは十分納得してないわけですけども、少なくとも指名理由については、ここできちんと書くべきだということに対する見解を求めたいと思います。

それから、入札結果で予定価格の80%であったためにという工事内訳書の提出を求めて適切と認めた上で、落札者として決定したというのが今回契約の相手方の金田工務店さんですけども、この80%の応札ということで、どういう基準で80%だったらいいとしているのか、その落札者として決定する基準についてどのように考え方をっておられるのか。そして、15番目に出ております荒濱建築工務店さんが最低制限価格を下回ったということで失格になっておられるんですけども、先ほどとの関連ですけども落札基準について、これまでそういうことについてはきちんとした説明がなかった。最低札の方を落札者とするのがこれまでの町の基準だったと思いますけれども、町の今回の入札に対する落札基準についてどのようにしたのかということと、今後こういうやり方を続けていくのかということについてお答えをお願いします。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。先ほど細田議員の設問の中でちょっと落とした部分があります。耐震補強では天井部分のブレース、筋交いの補強も行うようにしております。

ガラスが割れないかということがありましたけれども、建具等もすべて取りかえる予定にしておりますので、そういった部分で設計的には大丈夫ではないかというふうに判断をしております。

それから、分離発注の例はないかという質問だったですね。金額的なもので分離発注をするのかどうかというのは判断されるところがあるかもしれませんが、このたびの場合には一括発注をさせていただいております。

落札決定の基準ということですけども、指名通知の中に制限価格と予定価格というのは表示がしてあります。予定価格と制限価格内で最低の入札者を落札とするという明記をしておりますので、制限価格以下の場合にはこれは失格という扱いになります。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに（発言する者あり）ちょっと休憩します。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 指名理由ということでしたけども、公表用の入札結果には指名理由の記載がしてあります。（発言する者あり）

議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時14分休憩

午前10時20分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 今回の落札者に対しまして先ほどもちょっと言いましたけども、工事内訳書の提出を求めて適切と認めた上で落札者と決定したと言ってますけども、実際入札をするときに先ほどのほかの議員の方の話の中でも、内訳書を書かずに金額だけで入札しているという、参加しているようなことが実際にあるんでしょうか。結局、きちんと自分がこの工事に入札してとるんだということに実態がなっているかどうかというのが非常にわからないんですよ。数に加わって回してしまうというようなことになるようなことがあっては、絶対いけんわけですから、そこで入札の参加者に対しては、内訳書をきちんと入札参加の資格として用意させているんだと思うんですけども、その辺の実態はどうなっておりますか。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。入札金額の内訳書については、入札前にはどういう状況かわからんわけですから、事前に提出というようなことは求めておりません。その落札の結果によってそういう状態が起きた場合には、それに伴う積み上げた内訳書、そういったものを出していただいて、それを審査をした結果、妥当だということで初めて契約。今回の場合は仮契約ですけども、そういう契約を行うという措置をとっておるということで御理解いただきたいと思えます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 2点お聞きしますね。

まず、私ようわからんですけども、いつも入札結果の報告書が事務局に上がってきますね、閲覧で。そうしますと、いつもは工事、事業名と、それから期日ですね、契約の日付。それから、予定価格というのが載ってますね。それで私は、この予定価格というのがこれは一応、上限の価

格だというぐあいに認識をする。多分それは一致しておると思うんですよ。先ほど説明の中であった制限価格ということで、その範囲内だから契約が成立したと、入札で応札でということなんだけれども、この制限価格というのが先ほどいろいろやりとりの中で聞きますと80%、いわゆる予定価格の80%、これがボーダーラインというようなことだったんですけども、本来は、入札ということになれば、指名だろうと一般であろうと予定価格、いわゆるこれ以上はだめですよというラインはあっても下については、それは全国の新聞に載ることはありますね。何億もするもんを1円で受けたとか、10円で落ちた、これはちょっと常識は外れてますけども、しかし、ここにあります荒濱さんですか、これは下回ったと、最低制限価格を下回ったと。最低ラインというのは、これは結局80%というぐあいに認識すべきなのかどうなのか、その点をお聞きしますのが一つですね。

それから、内訳書というのは今説明があったんですけど、これは応札のときに資料として全部提出ということはされていないかというぐあいに、私答弁聞いたんですが、その辺についてどうなんでしょうか、再度お聞きします。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 内訳書については、事前には求めておりません。

それから、80%の問題でありますけれども、これがいわゆる最低価格だというふうに理解していただければいいと。それ以下については失格だという判断で、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） ちょっと補足をいたします。この件の場合は80%が制限価格だということでございます。ただ、一般論としまして、いつも80だということではないというふうに思います。入札書の中には3分の2というものもあります。3分の2条項というのも記載がしてありまして、早い話が、例えばコンサル業務などもありますね。いろんな仕事があるわけですから、委託のコンサル業務というようなものもございますし、こういう工事をしてものをつくっていく仕事もあるわけでありまして。基本的に私が考えておりますのは、公共工事の品質保証といった観点から、安ければいいということにはならないと、そういう法律もあるわけございまして、8割というような一つの目安をもって制限価格にしておるということでございます。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 町長の答弁を聞きますと、安ければずさんな工事の危険性もあるという判断からそうだったというぐあいに思うんですよ。まず、ここで整理するんですけど、

一つはコンサルの場合、恐らくこれは設計とかそういう状況だと思うんです。実際の工事でがんがんやる段階のとはまた違った面は、いわゆる80%以下でもというぐあいに、そういうぐあいに私は理解するんですが、どうなんでしょうか。

それと、工事につきましては、先ほども最初申し上げたようにずさんな工事があって、後でトラブルが起こったら大変だということで、一応80%というラインを制限価格として設定されて、そういうぐあいに腹づもりをされてるというぐあいに思うんですけど、ただ私は、いわゆる工事完了の後に検査ありますね。そういうところで仮に予定価格で、それで、制限価格を下回ったと。大きく下回った場合は別として若干に下回った場合に、後で完了の検査があるわけですね。そのところで私はわかるんだないかというぐあいに思うんですよ。そこら辺については、検査について私から見れば、検査がちょっと、こういうこと言ったらいけませんけど、甘いというんですか、そういうぐあいを感じておられて、そういうぐあいにされてるんじゃないかなというぐあいにも思うわけなんですよ。その点について再度お聞きしますので、よろしくをお願いします。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 制限価格については、よく新聞なんかで見られると思いますけど、1円入札なんていうのがありますね。ああいう、要は企業側の思惑で初期投資はほとんど自分とこで持って、しかし、長い期間にわたって役所からの仕事を継続的にもらいたいというようなときにそういうことをやったり、そのこと自体を話題にして自社の宣伝をするというようなこともあるわけですし、物品の購入など、こういうときには私も制限価格は設けないようにしてやっております。ただ、この公共工事については、公共調達の品質確保をせんといけんという、また一方での要請もあるわけです。いいものをつくらんといけん。例えばたくさん乗ったら座が落ちて地震も持たんような工事してもらっちゃ困るわけです。ですから、一定のそういうことを求めるには当然、工事の管理だとか、施行の管理、それから、さまざまな社会的な要請を受け入れた工事をせんといけんということだろうと思います。そうすると、安いだけがいいということにはならない。やっぱり一定の利益というものも当然企業ですから確保せんといけんでしょうし、そういうことも総合的に判断をして、8割程度ということやっておるわけでございます。

それから、検査わかるのではないかとということでもありますけれども、検査を受けるためには、やはり基礎のところからきちんと工事管理をして写真を撮って、そして検査を受けられるような体裁を整えておなかければいけません。それから、コンクリートでも強度の検査試験を出して証明をつけるというようなさまざまなことをして、後で建物ですから、めいでみるっちゃうようなことにはこれならんわけですから、検査の過程の中で業者にそういうものを求めております。そ

ういう工事の施工管理だとか、そういうことについても経費がかかるわけです。ですから、そういうことをしっかりとさせながら、できたもんをめでみるというようなことにならんわけですし、ブロック積みぐらいなら1カ所ぐらい抜いてみるということはできますけど、建物の場合はそういうことになかなかありませんので、後でめでみんでもいいような工事の施工管理をさせるというようなことをごさいますして、そういうものによって設計書に示された以上の工事をしていただいておりますということを判断しておりますわけでありまして。検査が甘いというようなことにはちょっと当たらないということをごさいますので、よろしくお願ひします。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

11番、足立喜義君。

議員（11番 足立 喜義君） 先ほどから制限価格と予定価格という問題がありますけど、制限価格を設けたために、要するに8掛け周辺の入札が続いたということで、これは一つは、逆に考えれば成果でもあったかなとも思うわけですね。といいますのは、上限だけを、予定価格だけ載せておきますと、例えば予定価格から何ぼってことになるわけですね。だけん、恐らく9割以内ではほとんどがおさまるか、それとも極端に値崩れしていくかというようなことだと思いますので、どっちがいいかというのはなかなかわかりませんけど。

私は次に、今の請負の方法が要するに一括請けということになります、例えば今の小学校の場合は、今、社会状況が非常に悪いわけでありまして、できれば分離発注とかというようなもんが望ましいではないかなと思いますけど。なぜならば、例えば8掛け取ったもんを今度は今の体育館とかなんかになりますと、下請にほとんどしわ寄せが来るということである。建築屋が安くとって、今度は下請の例えば電気屋とか水道屋が極端に、今度はそこで競争になっていくということがあると思いますので、ある程度まとまったもんについては分離発注とかしていただいた方がいいだないかなと思います。これから出てきますプールなんかの場合に、ほとんど水道屋の工事とか土木屋の工事みたいなことになりますけど、電気屋とですね。それと、何ぼ安くとっても、要するに元請はある程度利益を出していく、そこに群がっていく下請は損になるというような状況が続くと。その辺のことを教育次長、どげなくあいに考えておられますか。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。このたびの会見小学校の工事につきましては、設計額から予定価格等出していただきましたが、建築主体がほとんどを占めておりまして、電気設備、機械設備の金額というのは割合的に低かったものですから、分離をせずに一括発注をさせていただいたっていうことをごさいます。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、以上で質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第58号、会見小学校屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号

議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第59号、西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 議案第59号、西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について。

西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

契約の目的、西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）でございます。この工事につきましては先ほど来出ておりますように、建築主体工事と機械設備工事、電気設備工事ということで分離発注をいたしたものでございます。契約の方法、一般競争入札。契約の金額、1億8,480万円。契約の相手方、鳥取県米子市古豊千225番地1、株式会社金田工務店、代表取締役、金田勝でございます。

この件につきましては、7月27日に8社による入札をいたしたものでございますので、よろ

しく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（石上 良夫君） 説明が終わりました。

提案に対し、質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） 議案第59号につきまして質問させていただきます。

これは58号と異なり、契約の方法が一般競争入札になっていますが、どのような方法でなされたのか。また、その対象者はどのような範囲、例えば鳥取県全部、あるいは全国、あるいは西部地区といろいろあると思いますが、どのような範囲で応募者がありましたのか、その辺について御説明願います。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。一般競争ですので、こちらから業者を指名しておりません。一応、公告を行っております。ホームページ等にも載せておりましたけれども、県西部に本社がある方、それから1,000平米以上の鉄筋コンクリートの建物を増改築等の実績がある方、町の方にまず指名願いが出てる方、登録しておる方というのが前提にはありますけれども、あと、細かいことになると、租税の滞納のない方とかという縛りといいますか、そういった要件を設けさせていただいております。それに基づいて……。

議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時40分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長（稲田 豊君） もう1点、先ほど最初に言いました鳥取県西部地区に本社がある企業で鳥取県のA級であること、ただし、南部町におきましてはB級の方もA級とみなすということで公募をかけております。

先ほどの実績につきましては過去何年ものというわけにはいきませんので、平成11年度以降に先ほど言いました鉄筋コンクリートで、1,000平米以上の建物増改築等の実績があるということで要件を定めさせていただきました。以上です。

議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

議員（12番 秦 伊知郎君） 一般競争入札というのが行われた例というのは、多分そんなにないというふうに記憶しています。この件に関しましては、植田議員の方が指名競争入札より一

一般競争入札でせよと、工事のたび、あるいは一般質問等で言われています。その都度こういう答弁がありました、地元貢献した、つまり地域貢献度、そういうものを加味踏まえて町は工事を発注しているんだと、たしか3月議会か12月議会にもあったと思います。つまり、そのときには価格で安いのは米子市に本社がありますA社、名前は言いませんがA社、たしか工事発注された方は南部町に支店がありますM社だったというふうに思います。当然工事の代金はA社の方が安かったんですが、地域貢献度でM社の方に決まったというふうに記憶しています。つまり、今回このような一般競争入札をなされれば、以前答弁されていたことと全く違うわけでありますね。また、結果を見ますと、1社から7社までが全く同じ消費税を抜きまして、1億7,600万という金額が並んでいます。私はその当時の質問、その当時の説明、つまり地域貢献度をある程度加味しないと、除雪とか、あるいはボランティアとかをしたところが、当然それなりの評価をするべきだという説明に対して賛成をして、議決のときにも賛成したという記憶があります。ということは、そのような方法をなされれば、それらは全く無視されるということですか。例えば今、ぶれない方というのが求められているんですが、町の方針というのはぶれてるんじゃないですか。その点どういうふうに考えておられますか。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 地域貢献度の話が出ましたが、その件につきましては、以前は土木工事、そういった工事について簡便型の総合評価方式ということを試行的に行うということで、実施をするということで何例かやった経過がございます。そういった話の中で、そういった地域貢献度云々ということをしたわけでありまして、建築工事については総合型の入札、これは適用しないということをして規則で定めておりまして、今回のこの工事については全くそういったことは加味しない、一般競争入札でやったという内容でございますので、基本的にぶれておるといことではないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 今回、一般競争入札ということで入札結果を見ますと、県西部に本社があるということで条件つけておられるんで、これは純粋な意味での一般競争入札ではないと思うんですよ。西伯病院の例を考えればすぐわかることですが、全国に窓口を開いてどなたでもどうぞというのが一般競争入札ですよね。そういうことから見ると、地域要件をつけたんだということで説明されるんならわかるんだけれども、これを一般競争入札だというふうな

説明をされると、ちょっと話が違うんじゃないですかということになるんです。

具体的に聞きますけども、公告をしたと、インターネットでも公募をかけたということをおられるんですけども、まず公告の仕方、公募の仕方、どういう形でされたのかということと、具体的に説明していただきたいということと、それから、今回の鳥取県西部に本社がある企業ということで、その範囲で一般競争入札をされたというのが、これは一般競争入札だというふうに認識しておられるのかということの認識を伺いたいと思うんです。私、今回の場合、地域要件つけることが悪いとは必ずしも言えない面があるんですよ。それはあるんですけども、説明としてこれが一般競争入札だと言われると、違うんじゃないかと言わないといけないというところから聞いておりますので、よろしくお願いします。

それから、分離発注のことなんですけども、今回契約金額が1億8,480万ですね。これ以外、これが建築主体工事ですけども、今回の西伯小学校昇降口棟の改修全体の工事が幾らで、分離発注でどういう分離発注をしようと、既にしておられるのか、その状況について説明をしていただきたいというのがもう1点です。

それから、今回8社が入札に参加されまして7社までが予定価格の80%、多分予定価格の8掛けという先ほどから危惧されてたような状況が起こっています。こういう入札のあり方について、実際、この入札一体何なんだと、この結果だけ見ますとってしまいますね、一般の人が見るとね。最終的にくじ引かれて決まったということですけども、くじを引くしか方法はなかったのか。内訳書を全部出していただいてその内容で検討するようなことはできなかったのか。そういう入札のやり方についての同額の入札者に対して、くじで絶対に決めないけんのかということについての見解をお聞きしたいと思います。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。まず、公告の方法でございますけれども、ペーパー、文書のものと、町のホームページ、たまたま取材に来られた建設工業新聞さんの方にも掲載されておったようでございます。

それから、一般競争入札なのか指名なのかという部分になりますと、契約の方法の中に随意契約、それから指名競争、それから一般競争とありますので、指名でなければ一般競争と言わざるを得ないのかなというふうに思います。その中では制限つきという表現をすべきなのかどうかというのはちょっと表現の仕方、正式な部分の表現の仕方に制限つきとつけていいのかどうか、ちょっとあれですけども。

それから、分離発注ということでしたが、実際には確かに分離発注をさせていただきました。

先ほど副町長が説明したとおり、機械設備と電気設備は別の業者を金額的なものがありましたので、これは指名での競争入札により分離発注をしております。

それから、くじで決めるのがいいのかということですが、公告の中に落札者の決定の部分で、落札者といいますか、応募された方にはすべて積算内訳書の準備をお願いをしておりましたけれども、落札者からの提出しか求めるようにはしておりませんでしたので、中身を精査するということがうちの方で時間的なものも出てくるかもしれませんし、そこまではやっておりません。以上です。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。今回の一般競争入札が一般競争入札と言えるかということでございますけれども、これはいろんなケースがあるというふうに思います。一般競争入札をやる中で地域条件、そういったことをつける、そういった一般競争入札もあるわけでありまして、すべてそういう条件がなしで全国的にやるのが一般競争入札だということには、すべてこういう南部町ぐらいな自治体では適用できない内容もあると。ですから、設計金額が何十億というような金額になれば、全国的な一般競争入札というような方法も、一つの手法としてあるというふうに思いますけれども、金額的にこの程度の金額であれば、やっぱり基本的には地元の業者というものの中で一般競争入札という地域の条件を付した入札にする場合も、そう違法ではないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。総括的にちょっとお答えをしておきたいと思いますが、いわゆる地域貢献の問題と、それから一般競争入札は、ちょっと相反することでございます。

地域貢献は決して捨てておりません、捨ててはいないということでありまして。地域貢献をする企業を総合評価によって評価をして、町の工事も受けていただくというのが私は間違っていないのではないかと考えておりますし、そういう方針をやめたわけではないということをもまず申し上げておきたいと思っております。

地域貢献の総合評価型の入札は、これは建築には適用しないということになっておったようでございますので、これはもうどうしようもないということでございます。それから、一般競争入札は、さっき次長が言いましたように一般競争入札、指名競争入札、随意契約と、3つの契約の方法の中の大分類の1つであります。その一般競争入札の中で、さらに地域限定だとかいえばいろんなことがあります。ですから、純粋な意味の一般競争入札かといわれれば、地域限定の一般競争入札というぐあいに御理解いただければいいのではないかと、このように思っております。

それから、内訳書を出して検討すべきだということをおっしゃいましたけれども、内訳書は全部の業者が今回のような場合は用意をしております、全部用意をしております、今回のような場合はですね。同じ、同札の業者がずっとあったわけですから、最終的に抽選で決定したということとございまして、内訳書の内容を見て決定はしておりません。同じ金額だったわけですから、これは抽選で決定をしたと。抽選で決定をした業者から内訳書を求めて、これならできるんだということとここに提案をさせていただいておりますので、よろしく願います。

それから、内訳書を全部出して、それを見て入札をするというようなやり方はどこでもしておられません。それは落札の決定において、落札者を決定した後に内訳書の提出を見て、こういう内訳書では到底設計どおりものはできないというときがあったり、あるいはできるという判断をしたりするわけです。ですから、入札をするときの条件にはなって、それを見て入札をするということではないということをお理解いただきたいと思えます。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 純粋な意味での一般競争入札ではないということ、最初からそのように説明をしていただいた方がよかったんだと思うんですけども、実際私、公告、町がいろんな形で公告されたようですけども、インターネットの南部町の事業の計画、計画といいますがいろんな事業を公表しておられまして、これから事業を予定している資料をちょっとインターネットから引っ張り出してみたいです。今回、西伯小学校昇降口棟増改築工事、8月上旬。ここには指名競争入札というふうに書いてあるんですよ、この昇降口棟の工事、インターネットの中で。實際上、鳥取県西部の地域要件をつけた形での一般競争入札ということですから、全国から来られたら困るということでこういうふうにされたのか、このことについて、公募の仕方について問題があったのではないかなと思うんですよ。地域制限付きの一般競争入札をやるんだということだったらここできちんと出せるんだと思うんですけども、ここでは指名競争というふうにインターネット上ではなってるんですね。そのことに対して、町の公募の仕方について私は問題があるのではないかなということについて、どうなのかということをお聞きしたいのと。

それから、実際、入札結果を見ますと8社、鳥取県西部において県の格づけA級を持っておられる業者はこれ以外にないのかなと、実態はどうなっておりますか。結局、一般競争として開放してるんですけども、結局、実質あんまりかわりばえがしないということと、今回の結果を見ますと。それから、予定価格の8掛けで、もうぴったり8掛けですよ。こういう入札のあり方で入札の意味が、どこで町が落札者として決めるといふ、入札そのもののあり方がね、何かね、とっても疑問に思えてしょうがないんですよ。予定価格公表しておいて、そのままの本当に8掛け

ですよ、ぴったり。

議長（石上 良夫君） まとめてください。

議員（４番 植田 均君） こういうことについて（発言する者あり）どうなんだということを書いておきたいと思います。

それから、もう一つ、分離発注のことです。一体、機械と電気を分離発注されたということなんですけども、ちょっと私事前に調べておりませんで、既に入札されたのか、その金額はどうなってるのか、もしわかりましたらお尋ねしたい。というのが、今回のこの財源は国の緊急経済対策ではなかったでしょうか。だからこそ地元の業者に、できるだけいろんな形で仕事が回るようにという形で分離発注を配慮されたということではなかったと思うんですが、もしわかりましたらその点よろしくをお願いします。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。ホームページの資料で指名競争となっておったがということなんですけども、これは年度当初に掲載した部分でございまして、本年度の発注予定を出すときに、その時点ではまだ一般競争ということが決まってませんでしたので、指名ということで出させていただいております。この辺は御了解お願いしたいと思います。

それから、議員のおっしゃるとおり、これは20年度の国の補正予算に伴いました地域活性化・経済対策交付金だったと思いますが、それを財源としておりますので、地域活性化という意味で地域限定をさせていただいた部分が大きくあります。

それから、発注、受注の機会を多くするという意味で機械、電気の分離発注をさせていただきました。金額的なものですが、ちょっと今はっきり覚えてませんが、入札結果につきましては公表用のものが議員控室とございますが、事務局の方にも届いておると思います。既に一昨日、西伯小学校の昇降口棟の工事と合わせて入札をしております。それぞれが2,300万前後の金額でなかったかというように覚えておりますので、その辺よろしくをお願いします。

議長（石上 良夫君） 9番、細田元教君。

議員（9番 細田 元教君） 1点お願いします。この事業は本年度中に仕上げないけんという事業だったと記憶しております。また、今回上がったのは建築主体工事だけで、あとの分離発注の機械と電気はいつ出るかちょっと聞いてませんが、この工事の工程について町民にわかるように、実際、来年の恐らく3月までに仕上げないけん工事だと思いますけども、この件について御説明していただきたいと思います。

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。工期でございますけれども、この財源自体が繰り越し事業になっておりますので、年度内完成をしなければなりません。工期は一応、3月10日を予定しております。

工程表をわかるようにということですが、（発言する者あり）夏休み中に大きな音がするような工事はすべて終わってしまう、まず解体がございますので、昇降口の解体は終わりますし、基礎工事的なものもそこまでできるかという、ちょっと覚えておりませんが、何でもかき授業を行いながらの工事ということになりますので、授業に支障のあるような工種のものにつきましては、土日なりを利用するとかということを考えていかなければならないと思っております。以上です。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 何点かお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、先ほど秦議員から聞き取りがあったんですけども、いわゆる総合評価型は土木工事についてはそうするんだと。なぜかというと災害ですね、天災とかそういうぐあいがあった場合に臨機応変にやってもらってるんで、そのことを加味して土木工事は一応そういう総合評価でいくんだということで、建築工事はそうじゃないということだったんですよ。でも、振りかえってみますと西部地震のときに、例えば家屋の調査なんか、多分建築者の方が相当貢献されたというぐあいに思うんですよ。私は、今後どういう災害とかそういうものが起こるかわかりませんので、やはり私は今までの実績とかそういうものを、総合的に評価するということが必要ではなからうかというぐあいに思うんですけども、その点についてどうなのか。（発言する者あり）

それから、もう一つは、くじ引きの決定となったということなんですね。8社が参加したんだけれども7社が同一金額だった、それでくじ引きでこの人がなったということなんですね。ところで、そこで聞くんですけども、先ほどのもう一つ前、会見小学校の分については予定価格の中で1社だけが予定価格から下回ったんで、それで80万の差があったんですけども、それで除外したというんですか、失格としたということだったんですよ。今回は8社中7社が全部同じ金額なんですよ。そうすると先ほどの前の会見小学校の中でいくと、予定価格と制限価格範囲内なら、そしたらこれの中で金額が失格だなくて合格ということなんですよ。そうしますと、いわばこれは事前に予定価格がありますね、それを参考にされて、予定価格をやめるということは申しませんが、予定価格があるんでその中の80%ですね、が限度というぐあいにダウンですよ、金額でやるということになれば、今後こういう状況が起これば恐らくくじ引きというぐあいになるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、これは何というんですか、最初から予定価格の80%で

出せばくじ引きで当たるんだからということになる、恐れがあるんじゃないかと思うんですよ。それで私が言うのは、今までこういう形態があったのかどうなのかということが1点。2社の同じ価格の提示があったのか、入札があったのかということもまず1点お聞きしますことと、それから、予定価格の範囲内の80%なら全部合格であってくじ引きということになれば、今後こういう形態が生まれることが想定されるんですが、そのことについてこれですっとよしというぐあいの競争入札ね、よしとされるのかということ、どうなのかということ。私は、もうちょっと考える方法があるんじゃないかなというぐあいに思うわけなんですよ。

もう1点、お聞きするんですけども、もう2点かな。一般競争入札の要綱というものをここでお聞きするんですが、そういうものがあるんでしょうかどうなんだろうということ、これもお聞きします。

それから、もう1点は、公告をされた、いわゆる公募されたのがいつこれを公募されたのかということ、このこともお聞きします。

それから、先ほど会見小学校の分であったんですけども、いわゆる元請の会社が全部自前でやられるということが、果たして起こるのだろうかということなんです。自前でできないところは下請に出されるとすれば、先ほど町長の答弁であったのは金額が抑えとなかなか思うような、言っちゃ悪いけどトラブルが後で起こる可能性があるんで、そういうことで制限価格というものをしているということだったんですが、当然、そうすると下請業者が受けた場合は、元請業者より少ないわけなんです。そういう中で一体どうなのかということも非常に不思議に思うんですよ。その点についてどうなのかということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。ちなみにいっておきますが、私は先ほど不規則というか、やじがあったんですが、総合評価方式については反対しとった、私はそれなんです。けども、土木に関してはそれなんですけど、建築に関してはそれは除外するというのが、なかなか私にはわからなかったんでお聞きしたんです。よろしく。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） まず1点目は、建築の場合も総合評価方式にということのようございませうけれども、なかなか建築は総合評価方式を即取り入れるということをやっても、それまでのなかなか発注件数だとかそういったものが非常に少ない、そういう状況もあるわけございまして、なかなかそれをすべて総合評価方式でというようなことになると、非常に逆に偏りすぎる、そういった部分も起きやすくなるというふうな思いもするわけございまして、建築工事については基本的に町の方の発注基準の中で、そういったものについては除外をするという考え方

であるところでございますので、御理解いただきたいと思ひますし、また、建築関係もそういうことを取り入れて、12年の地震からさかのぼっているいろいろ貢献があるだないかというようなことも言われましたけれども、その当時はそういったような総合評価方式というような議論までなっていない状況もございまして、総合評価方式に取り入れる入札制度の改正というのは、ごく最近そういう方向で動いてきておるわけでありまますから、地震のときに協力いただいたから、そういったものを取り入れながらやれということは、ちょっと実態としては無理があるのではないかというふうに思っております。

それから、過去にこういった同額の入札の実績があるかということでございますが、中にはこういった極端なのは今回初めてだというふうに評価がございまして、2社ぐらいが同札をやられたということで、それぞれその場でくじ引きで決定したと、そういった例は正確な数は覚えませんが、中にはそういった例も起きる場合があるというふうに御理解をいただきたいというふうに思ひます。

それから、町の発注基準があるかということでございまして、いわゆる町の方の指名委員会の中で、南部町工種別の発注基準についてということで設けております。これはその工種ごとにそれぞれA、B、C、Dの、県の格づけでAからDまであるわけでございますが、工種にそれぞれですね。それについて町の設計金額の額によって、こういった業者を指名するかというような基準を設けておるものでございまして、そういったものを設けておるということでございまして、

議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。公告の日付をいつしたかということでしたけれども、7月1日付でさせていただきます。お返事ありがとうございます。

議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきました。確かに建築工事業者については、そういうケースですね、総合評価のケースというのがなかなかないということはわかりましたけれども、そういうことなんですね、ということですね。

それから、今まで同額のことを数回あったということなんですが、再度お聞きするんですけども、先ほど答弁がなかったですが、今後こういうケースが多々あると思うんですけども、これもやっぱり今回みたいなことをずっとやられるのかどうなのかっていうことなんですよ。私が危惧するのは、もう一回繰り返すんですけど、さっき予定価格があつて制限価格があつたと。予定価格の80ならOKだということになると、そうすると入札してもなかなか、そうするとそれだけの金額を提示すれば、それで事足りるんだということになりかねないのを非常に危惧するん

ですよ。今後、こういうことでもこのままやられるのか、あるいは何か研究ですか、ほかのことも考えておられるのかどうかということをお聞きするんです。

それから、先ほどの要綱ですね、一般競争入札の要綱というもんがありますかということだったんですけども、副町長の答弁では発注基準というもんがあって、それによつての金額でやるんだということで指名業者ということをおっしゃったんですけども、一般競争入札は、これは指名競争入札とはちょっと違うと思うんですけども、私が聞くのは一般競争入札の要綱というもんが定められているのかどうかということをお聞きしてありますよ。そのことをお願いするんですよ。

それと、もう1点、下請業者に対して、恐らく元請が全部自前ではできないで下請に出した場合に、そこがどうせ下請の業者さんが、元請の業者の同じ金額で下請に出されるということはちょっと考えられんですけども、その金額であるに於いて分についてもどうなのかということなんです。私が言ったのは、制限価格を多少切った分と私は同類するじゃないかなというぐあいに思うんですけども、その点についてはどうなのか。以上、よろしくお願ひします。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 今後の制限価格の設定云々ということでございますけれども、設定価格というより入札の基準の取り扱いということだというふうに思いますが、なかなか今この入札制度の改正は、県の方も本当に毎月のようにいろんな改正をなされておるといふような状況でございます。非常に試行錯誤の間もあるというふうに理解をしております。町の方もなかなかそういった県の方の動向も見ながら、検討していく必要があるというふうに思っております。こういった制限価格の設け方を今、3分の2から8割というように定めておりますけれども、果たしてこれがいいのかどうか、今後これは十分検討していく必要があるというふうに思っております。今回のような8社のうち7社が同額、同札というようにも初めてでございますから、そういう設け方がどうなのか、そういうこともまた表示しておくのがいいのか、そういったようなこともいろんな角度から検討していく必要があるなというふうに考えております。

それから、一般競争入札の基準ということですが、これについてはございません。ただ、土木工事については5,000万以上、そういったものについては一般競争。それから、建築工事については1億円以上については、指名競争でやろうというように基準を設けて実施をしておるといふことでございますから、一般競争入札のそれ以上の基準というものは、基準としては設けておりません。あとはそのときの工事の内容などによって、いろいろ検討していくというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、下請と元請の関係でございますけれども、これはなかなかこちらの方でどうだというふうなことには、これは難しいことではないかというふうに思います。あくまでもそれは元請業者と下請業者の関連で、その辺は対応していくべきだということでございますから、確かにそういう額でやられれば実際に下請に入られるところは、それなりの安い金額ということになるのは一般的だというふうに思いますけれども、できるだけそういったことにも波及しますので、あまり極端なこういったようなケースにならんようにとは、企業としても取り組んでいただきたいというのが本音でございます。

議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 19 分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 先ほど指名基準の中で建築工事について、1億以上を指名入札だというふうにどうも言ったようでございますが、一般競争入札という基準で取り組んでおることでございますので、訂正をさせていただきたいと思います。

議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

議員（7番 赤井 廣昇君） 2点ほど質問してみたいと思います。

一つは、今、同僚議員さんの方からも質問が出ておりますが、7社が同札だったというふうなぐあいにお聞きしたわけですけど、正直言いまして基本的に予定価格を出せば、それ掛ける町の方の基準として80%ないし3分の2っていう基準からすれば、それを掛け算すればそういうことはあり得るだろうとは思うんですけども、実際問題としてこれは、もし仮に今お聞きする限りでは本当に果たしてこれが同額の形の中で、同額で応札するってことは一般、私らの者から見ると何か不自然な気がするんですよ。はっきり言えば若干いぶかしく私は思うんです。正直なところ町長さん、これについて今までも従来、土木工事の関係等につきまして県下でもいろんな談合関係だとかいう問題がありまして、いろいろ問題にもなっておりますし、それからまた業者さんの方にはそのための規制もあったわけで、いろんな処分も受けておられます。そういう実態の中で、こういうこのたびの7社が偶然に同じ額で応札があったっていうのは本当に私は、果たしてこういうことが全く同額なんてことがあり得るだろうかって正直思うんですよ。それについて町長さんの御見解をお尋ねしてみたいと思います。談合だとは私も言いませんけど、なんかそう

いう部分がかなりの部分で私思います。それから、こういう部分でもし仮に談合のようなものがあれば、やはり米子市なんかでもたしかあったと思いますけど、改めて入札をするというようなこともやっております。そういうことについて町長のお考え。

それから、もう1点は、こういうことを防ぐために本来電子入札、あるいは郵便入札というような形の方法をとられるということを考えないか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 町長。8社中7社が同札だったということですから、私も長い間入札を執行しておりますけれども、初めての経験でございました。ただ、予定価格を公表しておりますから、それと過去に南部町が発注する工事の制限価格が大体0.8だったということが、入札の結果などからほぼ業者さんが承知をなさっておられることではないでしょうか。それから、近隣の自治体においても8割程度の請負減率で制限価格を設けておられますので、おおむね見当が立つということだろうと思います。このたびのは、公告をして十分日にちもありましたので、業者さんが全部積算をされて内訳書もつくって、入札に臨まれたというように思うわけです。0.8でなくて、例えば0.79ぐらいですね、入札されれば、これは多分失格になるだろうということですね。それから、0.8ではなくて0.81ぐらいで入札すれば、よそに負けてしまうということですから、予定価格を公表したということにおいてある程度そこにそろってくると、応札額がですね、そろってくるということだろうというように思っております。

それで、これを何とか防ぐ方法はないのかということですが、これは制限価格をもっと高くするとか低くするとか、こっちが決めれば変わってくると思います。その工事ごとに変えていくということですね、工事ごとに。この工事は、例えば0.7で行こうとか、これは0.9で行こうとか、そういうぐあいに変えていけば予定価格を公表していても失格者が出たり、いろいろしますから変わってくると思いますけど、先ほどの質問でもお話をしましたように、町の方にまだ制限価格、この程度だったらこの工事をやっていただけるだろうという能力ということですね、そういう能力が残念ながらまだございません。したがって、国や県の一つの方針に概ね従って制限価格を設けておりますから、今のところはこいつを大幅に変えてというだけの考え方には、ちょっと立てないわけでありまして。ただ、下げるのは難しいわけですが、上げるのは、これは若干上げるぐらいのことはできるのではないかなと思いますけど、上げれば上げたで0.8でできたのに高いやつを落札者にしておるがなというまた疑問も発生するでしょうし、本当は上げるのも下げるのもなかなか難しい、理由が要るわけですね。そういう事情を御理解もいただきたい

し、ただそれで投げておくわけにもいきませんので、これは県などとよく連携をしてこのような状況、こういう入札がないように取り組んでいかんといけんだろうなというように思います。

それから、電子入札のことをおっしゃいましたけれども、現にそういう入札の方法でやっておられるところもございますが、例えば今回、西伯小学校の昇降口棟が1件であります、一般競争入札にしたのは、この1件のためにそういうシステム構築するののかという問題もあると思います。自分のところの状況にある程度あわせた発注の形態というようなことも、考えていかんといけんはないだあかなというように思っているところです。

議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

議員（7番 赤井 廣昇君） 町長に今の御答弁いただいたんですが、電子入札と合わせて郵便入札という方法もあるもので……。

議長（石上 良夫君） 亀尾議員、あんまり席立たない。

議員（7番 赤井 廣昇君） そのことについてもちょっとお答えいただけたらと思いますが。

議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

町長（坂本 昭文君） 郵便入札についても電子入札と同じ考え方でありまして、そういう状況というものをもうちょっと見きわめながら対応していくというのが今の考え方でございます。

議長（石上 良夫君） 亀尾議員、みだりに席立たないようにしてください。

8番、青砥日出夫君。

議員（8番 青砥 日出夫君） 8番、青砥です。論点がちょっと議案の方からずれておりますが、ずれついでに私ちょっと質問したいと思っております。

くしくも今度、金田工務店という形で二本落札しておられるわけですし、これも年間幾ら落札したら指名から外すとかというような、基準はつくっておられるのかどうかということだけお聞きしたいと思います。以上です。

議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

副町長（藤友 裕美君） 副町長。年間の受注基準といいますが、受注が幾らあったからどうだというようなことは設けてはおりません。ただ、こういった建築工事の大きなものについては、やっぱりそれだけの技術者という方が会社で確保されてなければ、なかなか問題があるわけですから、そういった場合は事前にそういったものの資格者の数、そういったものを何といいますか報告していただいて、そういったものの中で対応していくというようなことございまして、基本的に件数などによって指名を外すだとかというようなことは設けていないという状況でございます。

議長（石上 良夫君） 8番、青砥日出夫君。

議員（8番 青砥 日出夫君） 今、伺いましたら設けていないということですが、やはり7社、8社あるわけでございまして、やはり仕事が偏らないということからすれば、やはりそういう基準もあっていいんじゃないかと、今後検討いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

ちょっと休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時32分再開

議長（石上 良夫君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第59号、西伯小学校昇降口棟増改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

・ ・
日程第6 議案第60号

議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第60号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、森岡重信君。

総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。

議案第60号

平成21年度南部町一般会計補正予算(第2号)

平成21年度南部町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,450,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年7月29日 南部町長 坂本昭文

平成21年7月 日 決 南部町議会議長 石上良夫

4ページの方に移っていただきまして、事項別明細で説明をさせていただきます。

4ページ、中ほどに歳出がございますが、歳出の方から説明をいたします。目で、雇用対策費でございます。432万5,000円を補正をいたしまして、6,101万8,000円にするものでございます。内訳としましては、13節、委託料でございます。林道環境保全事業委託料としております。業務内容でございますけども、林道の5路線でございますが、これの除草作業でございます。除草対象延長ということでございます。5路線合わせまして2万2,303メートルでございます。期間につきましては、8月から来年の1月までの6カ月間ということにしております。林道の5路線につきましては、鎌倉山線、それから上中谷線、ヒカラシ線、ヒカラシ線の支線がございますので支線、それから母塚山線と以上の5路線でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

済みません、歳入の方を落としておりました。上段の方に歳入がございます。この財源につきましては、前年度繰越金を充てるというふうにしておるところでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長(石上 良夫君) 提案に対し質疑はありませんか。

4番、植田均君。

議員(4番 植田 均君) 今回の雇用対策費として前年度繰越金を財源として林道の、全協での説明では今回の7月豪雨によって倒木などがあって、今後これを放置することになると災害の危険が増すということで、急遽こういふ計画をしたという説明を受けたと理解してるんですけ

ども、今回の、先ほどの総務課長の説明では除草作業というようなことで説明されましたけれども、除草もされるんでしょけれども、主には林道の倒木などの除去ということで理解するべきでないかと思うんですけども、その辺の確認が1点と。

それから、委託先の森林組合が専門的な作業になるのでやるんだということを全協で説明を受けましたけれども、実際、森林組合としては今の松枯れ対策とかいろんなことで手が回るんだろかなという、2人を半年間ですね、これにかかり切りになってもらうわけですから、それだけの人的な余裕が森林組合の方にあるのかどうなのかということについて聞きたいということと。

それから、目の、雇用対策費という目で上げられているわけですけども、これは森林組合に雇用されてる方に、森林組合に対して委託するわけですから、雇用対策費としてやるような歳出の上げ方でいいのかというふうに疑問が起きるんですけども、これは建設課長の説明では災害対策なんだということから考えれば、これはちょっと違うんじゃないでしょうかということを考えるんですけども、その3点についてよろしくお願いします。

議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

建設課長（三鴨 義文君） 建設課長です。予算書の中にも説明の中にありました除草という作業ですけども、全協の中でも御説明いたしました除草もあるんですけども、現地の方は草というよりも既に木というものが非常に多く繁茂しておりまして、作業内容はそういう倒木処理等が主になるかと思えます。そういう意味合いで私の方は、森林組合は専門的というような言葉を話しましたけれども、ある程度草刈り機じゃなくってチェーンソーを主に使うような作業になるかと思っておりますので、そうした山林の中での作業に精通されております作業員さんということをお願いしまして、森林組合の方に出したいと思っております。なお、森林組合の方にも見積書を依頼いたしまして、受託のお気持ちはありますかということで伺っております、見積書も出してもらっておりますので人的余裕はある、可能というふうに理解しています。

それから、雇用対策費ということがありましたけれども、うちとしましては森林組合さんの方に、できますれば町内のお方の作業員さんを雇用いただきたいという思いを持っておりますので、一番緊急度が高いというのが災害予防、防止の観点ですけども、実働いただきます作業員さんについては、雇用の視点も含めまして町内の方を雇用いただきまして、そういう作業に当たっていただきたいという思いがありまして、こういう費目で出させてもらっています。以上です。

議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

議員（4番 植田 均君） 災害対策の意味合いが大きいということについて、倒木の処理の仕方ですけども、いい加減なことをしておきますとそれが引かかってダムみたいな形になっ

て水がたまって、そこからまた大きな二次災害を余計起こしてしまうということにもつながりかねないようなことになると思うんですよ。倒木の処理については森林組合さんですから、具体的に専門的ですから、よく心得ておられると思うんですけども、町としてその作業の管理、委託しっぱなしでは困ると思うんですよ。最終的にどういうふうにできて、災害予防になるのだというところでのきちんとした、その辺の森林組合との協議といいますか、そのこのところをどのように考えておられるかということが1点と、それから、雇用対策費としての森林組合にはそのようなことを思って、今回予算づけもしておられるというようなことですが、実際に確認として新たな雇用につながるような形でやっていただくということの保障を、どうしていくのかということについて聞くんですけども、今回、緊急雇用で町が直接雇用されておられた方が、今回7月末で切れるんですかね。その方たちの継続的な雇用も、継続といいますか、そういう場にもなればいいのではないかなと思うんですけども、そこで問題になるのが専門性の兼ね合いも出てくるんだろうと思うんですけども、そのこの専門的に仕事をしていただくことと、雇用対策ということでの役場としての考え方について、再度よろしく願いいたします。

議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

建設課長（三鴨 義文君） 実績の管理という森林組合との管理はどうするのかという御質問だったと思いますけれども、実際作業に当たっていただきます作業員さんについては基本的な考え方として、朝、森林組合に行って、きょうはどの範囲をどういうやり方でやるという、森林組合の指導員の支持を受けて現場に行っていて、現場で作業していただいて、帰りに森林組合に常設されております日々の日報で報告をされるということになっております。そのものを町の方は毎日というわけにはいきませんので、町の方は写真と月報報告をいただくという形で作業の進捗を確認したいと思っております。

それから、もう1点、新たな雇用の保障はどうかということでございましたけれども、確かに7月、今月末で昨年2月から出ていただきました3名のお方の雇用期間が終わりまして、一たん切れるわけですが、名指しはできませんけれども町の思いとしましては、町内からの雇用をお願いするという観点から、6カ月間本当に町道作業なり経験もしていただきましたし、チェーンソーの講習も2日間にわたって受けてもらって、そういった資格能力もありますので、こういう方がいらっしゃいますという形で推薦をしていきたいとは思っておりますが、この方という採用に当たっての名指しはどうかと思いますので、決定ができませんので推薦はしたいというふうに思っています。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

議員（13番 亀尾 共三君） 2点だけお聞きします。林道は公の道路ですので、そのための災害予防ということで立木、いわゆる立ち木の危ないもんを伐採していくとかいうことになるわけですけども、大体、本来からいいますと地産の関係でいやあ、当然行政が責任管理すべきですけども、よくあるのが私有地に入った分をお金になると勝手に切ったじゃないかということになるし、ただ、お金にならない分は危険だから切ってくださいと言っても、そんなもんうちではよく切らんわということがあるんで、そこら辺のコンセンサスは十分やるべきだと思うんですけども、行政側としてはそこら辺ではどうやられるのかなというのが1点と、それと木は、畑作や水田のように1年でぐっと大きくなるというもんではないんですけども、しかし、日々成長するものであるし、今はいいんだけどそのうち枝がガツと張って、落ちるなということも考えられる場合があると思うんですよ。そうすると、6カ月間ということなんですけども、場合によっては先のことだからわからんわと言われりゃそれだけかもしれんですけど、継続ということも十分完備すべきだと思うんですけども取り組みによっては、そこら辺についてはどう考えておられるのか、その2点を聞きしますのでよろしくお願いします。

議長（石上 良夫君） 建設課長、三鴨義文君。

建設課長（三鴨 義文君） 建設課長です。確かに私有地に生えております樹木の権利っていうのは個人さんにあるわけですけども、林道の方に倒れかかったり、通行に支障のあるような状況の中で町道についても実施しておる実態がありますけれども、本人さんに撤去してくださいと言ってもなかなかすぐに対応もしていただけませんので、危険防止なり通行確保の関係で町の方がやっておるとというのが現状でございます。したがって、この林道の倒木なり、そういった処理についても逐一本人さんの承諾を得てという、沿線のすべての地権者の皆さんに承諾を得てということは現時点で考えておりませんで、林道の通行に支障のあるものはこちらの方で対応していくという考えで今のところはあります。

それから、今後の継続、持続性ということをおっしゃられたと思いますけれども、とりあえず一番気になっておりますのは、この9月、10月、台風時期まで現状のままで放置できんだろうということで、急遽こういう処理、管理をしていきたいというのがこうして急遽お願いしたもとでございますけれども、6カ月間が経過した後にも、こうした新しく6カ月間雇用されました方がその後は森林組合なり、さらにほかの企業さんなりに実績を持った方として、技術を持っておられる方として、正規の職員さんなり、そういった形で継続雇用がされていけばさらにいいと思いますし、林道の実績も見ながら、さらに林道に労力投入していくのかっていう判断は、6カ月

が経過した後に考えていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論もないと思いますので、討論を終結いたします。

これより、議案第60号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第60号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第6回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成21年第6回南部町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午前11時50分閉会